

第6回河南町協働のまちづくりを考える懇話会 資料 ～コミュニティ活動を規定する条文例～

論点① コミュニティ活動の尊重について	(阪南市)	市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。
	(大阪狭山市)	市民、議会及び市は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、市民の自主的かつ自立的な活動（以下「コミュニティ活動」という。）を尊重するものとする。
	(吹田市)	市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。
論点② コミュニティ活動の今後のあり方について (住民のコミュニティ活動への参加による地域課題の解決)	(岸和田市)	市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。
	(阪南市)	市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。
	(大阪狭山市)	市民は、積極的にコミュニティ活動に参加し、地域の課題解決に向けて協力して行動するものとする。
論点③ 地域の活力の維持について	(和泉市)	私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。
	(大東市)	市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。
	(大東市)	コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。
論点④ コミュニティどうしの連携について	(和泉市)	私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。
	(和泉市)	私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。
論点⑤ コミュニティ活動に必要な行政支援について	(島本町)	町は、コミュニティによる地域における活動を支援するものとする。
	(大東市)	市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。